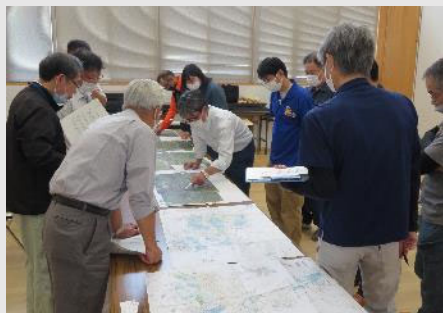


事例 26 民有林と連携した路網の整備等に向けた森林整備推進協定の締結

(四国森林管理局 愛媛森林管理署)



- 愛媛県^{きほくちよう}鬼北町^{なんよ} 南予森林管理推進センター会議室
- 共同施業団地設定に向けた打合せ
(令和5(2023)年10月)



- 愛媛県^{きほくちよう}鬼北町
- 協定調印式の様子
(令和6(2024)年3月)

愛媛森林管理署、^{きほくちよう}鬼北町^{ちかなが}及び近永地区町有林管理組合は、町有林と国有林が連携して効率的な森林整備を行うため、令和5(2023)年度に、「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」を締結し、総面積204haの森林共同施業団地を設定しました。この協定に基づき、令和6(2024)年度から連携して林道や森林作業道の開設・修繕等を行い、効率的に森林整備や木材搬出を行うこととしています。

なお、この協定は同署と愛媛県南予地方局の森林総合監理士が連携して検討を行ったことで実現し、愛媛県内で初めての町有林を対象とした森林共同施業団地の設定となりました。

また、鬼北町は今回設定した森林共同施業団地周辺の私有林について、今後、次期協定において協定対象地に組み込むことを念頭に、森林経営管理制度に伴う意向調査を踏まえて集約化や森林経営計画作成の促進を行うこととしています。同署としても森林経営管理制度の推進に資するため、引き続き、民有林と連携した効率的な森林整備を進めていきます。